

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第5回）

議事要旨

1 日時 令和6年8月6日（火）15時03分～16時50分

2 場所 Web会議

3 出席者

(1) 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ構成員（敬称略）

相田 仁、石井 夏生利、大谷 和子（主査代理）、河村 真紀子、藤井 威生、
星 周一郎、森 亮二（主査）（以上7名）

(2) オブザーバー

警察庁刑事局捜査支援分析管理官

(3) 事業者（敬称略）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（経営企画部事業戦略部門 担当
課長 小林 学）、ソフトバンク株式会社（技術企画管理本部 技術管理統括部 技
術渉外部部長 鈴木 和幸）、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社（東
日本電信電話株式会社 ネットワーク事業推進本部 設備企画部 コミュニケーショ
ンサービスクリエイトセンタ長 伊藤 努）、楽天モバイル株式会社（渉外統括本部
長 鴻池 庸一郎）、Coltテクノロジーサービス株式会社（アジア太平洋地域社長 水
谷 安孝）、KDDI株式会社（コア技術統括本部 技術企画本部 ネットワーク企画部 グ
ループリーダー 小松 優）、株式会社NTTドコモ（接続推進室 室長補佐 夏目 基）、
一般社団法人テレコムサービス協会（MVNO委員会委員長 佐々木 太志）、一般社団
法人日本インターネットプロバイダー協会（副会長 立石 聡明）、一般社団法人日
本ユニファイド通信事業者協会（副会長 専務理事 安カ川 幸司）、一般社団法人
日本ケーブルテレビ連盟（理事 小林 直樹）

(4) 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

(5) 事務局

平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議題・議事経過

(1) 事業者ヒアリング

① 資料説明

前回第4回において示された電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討案について、事業者及び事業者団体から資料5-1から5-11に基づき説明。なお、一般社団法人電気通信事業者協会提出の5-11については、事務局にて代読。

② 意見交換

概要は、「5 構成員等からの主な意見及び質問（要約）」を参照。

(2) その他

次回会合は8月22日（木）15時から開催予定。

5 構成員等からの主な意見及び質問（要約）

(1) 電気通信番号使用計画の認定の確認に関する意見

○確認の対象を新規の卸先事業者だけにしたいと意見があったが、現状を踏まえると、既存の卸先事業者に対しても確認を取ることが望まれる。このためには一定の準備期間が必要。

○特殊詐欺の犯罪対策の観点から検討していることを踏まえれば、既存を含む全ての卸先事業者について確認が必要ではないか。事業者の負担が特殊詐欺対策を超える理由にはならないと思う。

(2) 番号提供数の制限に関する意見及び質問

○番号提供数の制限について、制度の立て付けとして、「これ以上の数は提供してはならない」とした方がよいのか、それとも一定以上は事業者の判断に委ねて「これ以上の数の提供については拒むことができる」とした方がよいのか事業者の意見を確認したい。

<事業者からの主な回答>

- ・事業者判断で拒めるとしても判断が難しい。一定の基準を設けた上で、例外規定を設ける方がよい。
- ・判断基準が事業者によって異なることはよくないので、一定の基準は必要。

- ・一定の基準を設けたうえで、海外での事業実績がある等の真つ当な事業者が排除されないよう例外を設けることが必要。
- ・一律の制限ではなく、事業者に対して拒むことができる形を具現化するような形が良い。
- ・他業種で事業を営んでいる事業者に対して一律の制限を設けることには懸念がある。

○番号提供数の制限の客観的な基準については、悪意のない真つ当なビジネスを行う事業者に対して客観的な基準が必要と思われる。電気通信事業以外の異業種であっても、半年以上事業実績がある、海外を含む上場企業である、卸元のグループ企業である等の基準も設けられるのではないか。

○一定番号数を超える場合には法人との契約を原則とする案が提示されたが、各事業者はどう考えるか。

<事業者からの主な回答>

- ・一定の効果はあると思うが、特殊詐欺等の犯罪に使用されている実績も考慮する必要がある。
- ・方法論としてはあり得るが、犯罪利用対策につながるかは現時点では分かりかねる。
- ・法人にも種類があり、みなし法人みたいなものもあることから、法人の定義などの議論が必要。
- ・必ずしも法人名義だから50回線が良いか、影響がないか等、現時点では何とも言えない。

○新規参入事業者への提供番号数を総務省や第三者機関で審査するといった案があったが、総務省が実施する場合は行政コストがかかる。また、第三者機関で実施する場合でも事業者も参加することになるため、事業者の負担は減らないのではないか。

<事業者からの主な回答>

- ・コストの観点よりも、各社の判断基準がばらばらにならないことが重要。

○事業者に対する過度な負担なく、悪意を持った業者のみを的確な形で排除する制度設計は難しいという認識で各事業者一致していると感じた。不正が発覚した場合の取消

等の事後的な対処が事業者に法的に義務づけられた場合の負担はどれくらいになるのか。

<事業者からの主な回答>

- ・利用停止スキームに基づいた対応であれば特段の負担はない。
- ・総務省や第三者機関によるリストを確認することであれば大きな負担はないと思うが、独自に確認ルートを設けることは厳しい。

○仮に過去3年以内に認定の取消しを受けた個人・事業者であることを欠格事由とし、それを事業者が確認するといった規律とした場合、負担がどの程度あるか。また、不正利用防止への有効性についてはどのように考えるか。

<事業者からの主な回答>

- ・過去の欠格事由該当性について事業者が独自で確認するのは難しい。
- ・事業者独自でできる仕組みや制度を持ち得ていない。仮に新たな仕組みを設ける場合には事業者として負担がかかる。
- ・公的な機関から提示された不正を行った事業者のリスト等があれば対応できる。他方で、そういった事業者は事業者名を変更している場合も想定され、その突合を含めて、抑止力があるのか検討する必要がある。
- ・不正を行った事業者リストがあったとして、リストを基にサービス提供しないというときの法的根拠や、公正なサービス提供の阻害を防ぐ観点からも、一事業者ではなく業界全体として対応すべき

(3) その他意見

○業界団体が実施する取り組みについては非常に重要だと思う。事業者評価制度については、ある程度弾力的に運用が可能であり、また、効果が認められる場合には、番号制度に組み込んでいくといったことも考えられる。